

令和3年10月19日

兵庫県内の事業者の皆様
(飲食事業者を除く)

兵庫県新型コロナウイルス感染症対策本部
本部長(兵庫県知事) 齋藤 元彦

新型コロナウイルス感染症に係る 施設の使用制限等の要請について

兵庫県では、新規感染者が減少傾向にあるものの、今後も感染再拡大には十分警戒する必要があるため、下記の通り施設の使用制限等について要請します。

記

1 期 間 令和3年10月22日(金)から

2 対象地域 兵庫県全域

3 要請内容

[特措法第24条第9項に基づく]

(1) 多数利用施設

種類・施設例	内容
<ul style="list-style-type: none">遊技施設 [パチンコ屋等]遊興施設 [個室ビデオ店、場外馬券売場等]商業施設(生活必需物資を除く)サービス業(生活必需サービスを除く)	<ul style="list-style-type: none">人数管理、人数制限、誘導等の入場者の整理等の実施を要請酒類提供^(※1)の場合は、「一定の要件」^(※2)を満たすことを要請 ただし、施設内の飲食店等の取扱いは、「飲食店・遊興施設・結婚式場」に対する要請内容に準じること業種別ガイドライン等に基づく感染対策の徹底を要請

(2) イベント関連施設

種類・施設例	内容
<ul style="list-style-type: none">劇場、映画館等 [劇場、観覧場、演芸場、映画館、プラネタリウム等]集会・展示施設 [集会場、公会堂、展示場、貸会議室等]ホテル・旅館(集会の用に供する部分)運動施設・遊技施設 [体育館、ホッケー場、スポーツクラブ、野球場、ゴルフ場、テーマパーク、遊園地等]博物館等	<ul style="list-style-type: none">イベント開催制限の要件^(※3)を準用した施設の運用を要請人数管理、人数制限、誘導等の入場者の整理等の実施を要請酒類提供^(※1)は「一定の要件」^(※2)を満たすことを要請 ただし、施設内の飲食店等の取扱いは、「飲食店・遊興施設・結婚式場」に対する要請内容に準じること業種別ガイドライン等に基づく感染対策の徹底を要請

※1 酒類提供は、利用者による酒類の店内持込みを含む

※2 アクリル板の設置(又は座席の間隔(1m以上)の確保)、手指消毒の徹底、食事中以外のマスク着用の推奨、換気の徹底、同一グループの同一テーブルへの入店案内は4人以内(同居家族や介助者等を除く)

※3 イベント開催制限の要件

区 分	収容定員	人数上限
大声での歓声・声援等がないことを前提としうるもの	100%以内	5,000人又は 収容定員の50%以内 ^(※5) の いずれか大きい方
大声での歓声・声援等が想定されるもの	50% ^(※4) 以内	

(収容定員と人数上限のいずれか小さい方)

※4 異なるグループ間では座席を1席空け、同一グループ(5人以内)内では座席間隔を設けなくともよい

※5 10/30までは、上限10,000人

お問い合わせ先

◆兵庫県時短要請等コールセンター

T E L : 0 7 8 - 3 6 2 - 9 9 2 1 受付時間 : 平日 9時～17時

◆兵庫県休業・時短協力金コールセンター(協力金に関すること)

T E L : 0 7 8 - 3 6 1 - 2 5 0 1 受付時間 : 平日 9時～17時

◆県ホームページ(施設の詳細は、こちらをご覧ください。)

https://web.pref.hyogo.lg.jp/kk42/kinkyujitai_soti.html